実績目標(小)1-2:税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)においては、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられています。また、「社会全体のデジタル化を進めるためには、まずは国・地方の『行政』が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、ユーザー視点に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、『あらゆる手続が役所に行かずにできる』、『必要な給付が迅速に行われる』といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、ユーザー視点の改革を進めていくことが必要である」との方針も示されています。

上記目標 の概要

国税庁では、こうした政府全体の方針等を踏まえ、令和3年6月、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション・税務行政の将来像2.0-」(以下「将来像2.0」といいます。)を公表しました。将来像2.0では、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」というこれまで掲げてきた二本の柱を維持しつつ、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX))に取り組んでいく方針を明確にしました。また、同年12月には、将来像2.0で掲げた構想の実現に向け、「税務行政DX~構想の実現に向けた工程表~」を公表しました。

経済社会の変化に柔軟に対応しつつ、国税庁の使命を的確に果たしていくためにも、これらの資料に掲げた方針に基づき、引き続き各種DX施策を進めていくことが重要と考えています。

(上記目標を達成するための業績目標)

業績目標1-2-1: オンラインによる税務手続の推進

業績目標1-2-2: デジタルの活用による業務の効率化・高度化

実績目標(小)1-2についての評価結果

実績目標についての評定

A 相当程度進展あり

:定の理由

実績目標(小)1-2は、業績目標1-2-1及び1-2-2の評定を総合して評価を行いました。

業績目標1-2-1及び1-2-2の評定が「A 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

(必要性・有効性・効率性等)

実績の分析

税務行政のDXを進めていくにあたり、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を取組の柱としており、オンラインによる税務手続を推進すること、デジタルの活用による業務の効率化・高度化を図ることは、重要な取組です。

なお、業績目標 1-2-1 及び 1-2-2 には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配意して各種施策に取り組みました。

財務省政策評価懇談会における意見

- 今回の国税庁の評価については、特にDXについて、効率化及び利用者の利便 性向上が図られていることが確認できる。
- 着実に評価をしながらDXが進められていることに敬意を表したい。
- 給付金などが何度も続いていることを考えると、トータルでの個人の可処分所得を把握できるようにすることが大事だと考えるが、政府全体としてデータ連携ができていないことが大きな課題だ。税だけでなく社会保険料や手当もトータルで把握できるようにデータの情報連携を政府全体として進めて、適正・公正な負担と給付の設計を作ってほしい。

財務省政策評価懇談会における意見		 ○ セキュリティ面については、個人情報などの情報管理は大事である中で、政府のシステムは、いろいろな技術によって様々な攻撃を受けている。DXが進めば進むほどしっかりとしたセキュリティ対策が必要であるため、対策が適切に取られているかしっかりと確認していっていただきたい。[再掲:実績目標(小)1-1 税務行政の適正な執行] ○ 国税庁の実績評価については、一旦悪化していた取組がコロナの収束とともにほぼ戻っており、DXについても非常に熱心に取り組んでいる。 ○ デジタル化については、データの漏えい、サイバーアタックに対して十分に事前準備をしておき、万一、何か起こった時にすぐにそれに対処できることが重要である。 ○ デジタル化の関係では、よくリトアニアが挙げられるが、将来の希望としては、各国が日本の税のシステムを参考にする、あるいは、日本の税のシステムが海外で使ってもらえるぐらいまでに目標を高めて、日本のデジタル化が世界でトップだというふうになることが一番良い。 		
実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策		○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定) ○「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)		
実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報		該当なし		
前年度実績評価結果 の施策への反映状況		前年度実績評価結果は、業績目標1-2-1及び1-2-2において定めた各種施策へ反映させました。具体的には、業績目標1-2-1及び1-2-2に記載しています。		
担当部局名	税金推言を発表している。	7房(総務課、情報公開・個人情報保護室、 :監理室、広報広聴室、人事課、会計課、 侵、デジタル化・業務改革室、データ活用 逐、法人番号管理室、参事官付、税務相談 課税部(課税総括課、消費税室、軽減税 ンボイス制度対応室、個人課税課、資産 侵、法人課税課、酒税課)、徴収部(管理 侵、徴収課)、調査査察部(調査課、査察	令和 5 年10月	

課)、税務大学校